



総務 常任委員会

委員長 河越 安実治

議第71号 高島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、本年12月2日に被保険者証が廃止されることに伴い、所要の改正を行うもの。

採決の結果

「賛成多数」で「可決すべきもの」と決定しました。

この他、付託された1議案については、「賛成全員」で「可決すべきもの」と決定しました。

本会議での討論

議第71号 高島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

賛成

藤田 昭 議員

改正された国民健康保険法の内容と、条文との整合を図るための改正である。当然であるが、この条例改正により健康保険証が廃止されるわけではなく、改正をしなければ条例に不備が生じることから、必要不可欠な条例改正である。

反対

森脇 徹 議員

196件ある短期証がなくなり、長期に国保税の納付がないと診療時10割負担に。本条例改正は、被保険者証を無くすことからの文言修正だ。我々は大元の「被保険者証を無くす」ことに反対の立場であり、賛同出来ない。



文教福祉 常任委員会

委員長 磯部 亜希

議第72号 高島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

本年6月に施行された診療報酬改定において、患者自らが先発医薬品を選択した場合における保険対象となる範囲の改正規定が、本年10月以降の診療分から適用されることに伴い、所要の改正を行うもの。

採決の結果

「賛成全員」で「可決すべきもの」と決定しました。

産業建設 常任委員会

委員長 福井 節子

議第73号 高島市マキノ農業公園施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

マキノ農業公園施設の指定管理業務における納付金算定基準の見直しにより、所要の改正を行うもの。

採決の結果

「賛成全員」で「可決すべきもの」と決定しました。

